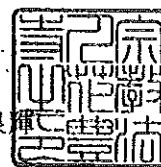


平成24年9月19日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野 美絵子 殿

宗教法人花豊寺

代表役員 花澤 良輝



株式会社北の杜御廟

代表取締役 米子



宗教法人花豊寺納骨堂（北の杜御廟）使用規定改定案

現行の宗教法人花豊寺納骨堂（北の杜御廟）使用規定の第8条2項を改訂し、同じく第8条3項を削除する案を別紙の通りお送りします。

貴協会のご意見を賜りながら決定していきたいと思っております。

以上

宗教学法人花豊寺納骨堂(北の杜御廟) 使用規定

(目的)

第1条 本使用規定は、宗教学法人花豊寺が経営する納骨堂通称「北の杜御廟」(以下「納骨堂」という。)の使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

(納骨堂「壇」の使用)

第2条 1 使用者は次に掲げる納骨壇を、契約成立後40年間〔第8条又は第9条の規定により契約が解除されない限り、〕継続して使用する権利を有する。

使用納骨壇 期 区 列 番

- 2 使用者は、経営者に届け出て、納骨壇に使用者の親族および縁故者の焼骨を収蔵することができる。
- 3 使用者は、焼骨の収蔵その他納骨壇本来の使用目的外の目的のために納骨壇を使用してはならない。
- 4 使用者は、経営者の承諾を得ずに納骨壇を使用する権利を他人に譲渡し、また他人に当該納骨壇を使用させてはならない。
- 5 使用者は、納骨壇等製作および設置について経営者の指定するもの以外に依頼することが出来ない。

(使用権料)

第3条 使用者は、経営者が納骨壇に応じて定めた使用権料を定められた期日までに支払わなければならない。

(納骨堂の管理)

- 第4条
- 1 納骨壇の清掃については使用者がその責任を負う。
 - 2 納骨堂の環境整備その他の管理(前項に規定するものを除く。)については、経営者がその責任を負う。

(修繕積立一時金及び管理費)

- 第5条
- 1 経営者は、前条第2項の費用に充てるため、別に定めるところにより、使用者に対して、修繕積立一時金及び管理費を請求するものとし、使用者はこれを支払わなければならない。
 - 2 経営者は物価変動等により、当該時点における管理費によって前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき、またはその確実な見込みが生じたときは、必要かつ相当と認められる範囲内において、管理費を改定することができる。この場合において、経営者は改定後の額及び改定の具体的な理由を明記し、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。

(契約の更新)

- 第6条
- 1 納骨壇を第2条の権利を有する期間が経過した後も継続して納骨壇を使用しようとする者は、当該期間が経過する2年前から、経営者に対して契約更新の申し込みをすることができる。
 - 2 前項の申込みがあった場合において、前条第1項に規定する管理費を支払い義務が履行されている場合には、経営者は前項の申込みを承諾しなければならない。

(使用者の地位の承継)

- 第7条
- 1 使用者の死亡等により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して納骨壇の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、すみやかに所定の様式による地位承継届出書に住民票をそえて経営者に届出を行うものとする。
 - 2 使用者の祭祀承継者が納骨壇の使用を継続しない場合には、書面をもって経営者にその旨を届け出るものとする。

(使用者による契約の解除)

第8条 1 使用者は書面をもっていつでも契約解除をすることができる。

2 前項の場合においては、契約解除の日の属する年度の管理費を納付していないときは、使用者は当該管理費を支払わなければならない。なお使用者は設置済みの納骨壇を撤去し、納骨壇に収蔵された焼骨を引き取るものとする。

(経営者による契約の解除)

第9条 1 経営者は、使用者が使用権料を所定の期日までに支払わなかったときは、書面をもって、契約を解除することができる。

2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当するときには、経営者は書面をもって、契約を解除することができる。

一 2年間管理費を支払わなかった場合

二 第2条第3項に規定する使用の目的に違反して納骨壇を使用した場合

三 第2条第4項の規定に違反して納骨壇を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該納骨壇を使用させた場合。

(契約終了及びこれに伴う措置)

第10条 1 契約は次に掲げる場合に終了する。

一 納骨壇を使用する権利を有する期間が経過した後、第6条第1項に規定する契約更新の申込みがなされなかったとき。

二 第7条第2項の届出があったとき。

三 前2条の規定により契約が解除されたとき。

2 契約が終了したときは、使用者であったもの又はその祭祀承継者は速やかに納骨壇を撤去し、納骨壇に収蔵された焼骨をひきとるものとする。

以上につき、使用者、経営者双方合意の上、納骨壇使用契約を締結したので、これを証するため本書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を保管する。

年 月 日

使用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

経営者) 住所 札幌市北区新琴似町560番地1
氏名 宗教法人 花 豊 寺
代表役員 花 澤 良 輝 印

記入していただいた個人情報は、厳重に管理し、第三者に開示することはありません。